

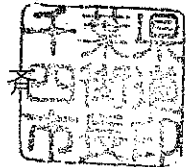
高 第 1 6 0 号

令和 元 年 1 2 月 2 日

社会福祉法人 成山園

理事長 清宮 一義 様

四街道市長 佐 渡



令和元年度社会福祉法人指導監査の結果について (通知)

このことについて、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条の規定により令和元年10月24日に貴法人に対する指導監査を実施したところ、別紙のとおり是正改善の必要が認められましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

なお、文書指摘事項につきましては、別記様式に記入の上、改善した事項を確認できる書類等を添えて、令和2年1月6日までに報告してください。

別紙

1 文書指摘事項

法人名 社会福祉法人 成山園

区 分	項 目	指摘内容	備考
会計処理	計算書類が法令に基づき適正に作成されているか	社会福祉法人会計基準に準拠した計算書類を作成すること。	会計省令第7条の2、留意事項7
会計処理	会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか	貸借対照表の満期保有目的の債券については、「有価証券」ではなく「投資有価証券」として表示すること。	会計省令第11条、第14条第2項運用上の取扱い6、留意事項8、9、10
会計処理	会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか	満期保有目的の債券については、資金収支計算書の「満期保有目的債券の取得支出」として表示すること。	会計省令第11条、第14条第2項運用上の取扱い6、留意事項8、9、10
附属明細書等	注記が法令に基づき適正に作成されているか	満期保有目的の債券については、「注記1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」に記載すること。	会計省令第29条、運用上の取扱い20から24まで、別紙1、別紙2、留意事項25の(2)、26

※ 報告期限後に指摘事項を改善した場合にも、そのつど速やかに報告すること。